解散等に係る政治団体の名称等……………………………………………………………………………………………一三!  ○選管告示

平成三十一年度山口県警察官 平成三十一年度山口県警察官

(女性) 採用A試験 (男性) 採用(A)試験

の実施・・・・・・一〇 の実施・・・・・・・・・・・・七

(第一回) (第一回)

Щ

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)………………………………………七

基本測量の実施の終了(監理課)......七  口

道路の区域の変更

漁業調整委員会委員の選挙権及び被選挙権の範囲に関する告示の廃止

(水産振興課)

五

解除予定保安林(周防大島町)(森林整備課)……………………………………………………………………五 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)………………………………………………………………………………四 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二

目

次

3月5日 (火曜日)

平成 31 年

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 山口県告示第六十号 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

衆の縦覧に供する。 評価に関する事項を記載した書面は、平成三十一年三月五日から同月二十五日までの 山口県環境生活部環境政策課、岩国市環境部環境保全課及び和木町役場において公

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

平成三十一年三月五日

山口県知事

村 岡 嗣 政

氏名又は名称 申請者の氏名又は名称及び住所 三井化学株式会社

東京都港区東新橋一丁目五番二号

名称 工場又は事業場の名称及び所在地 三井化学株式会社岩国大竹工場

特定施設に関する事項 所在地 玖珂郡和木町和木六丁目一番二号

種類、構造及び使用時間間隔等

ままる 「い	三七-夕	種類	
「いいっしいは、く	五五五	(N N m³ / 日力	構
宝ご見り	平成三一五	年予工 月 月 日 定 手	
	平成三一、	年予工 月 月 完成 日定成	造
	平成三一、一	年予使 月 開 日定始	
女子等目し	連続	間 使 用 時間	使
「しまり」	六時間	時 り 日 使 当 間 用 た	用の方
リミント・	変動なし	動の 概要	法

第三十七号の石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

活性汚泥処理施設

処理前

三六九

五〇八

Ŧī. ()

"

六

三八五

五〇〇

処理後

九〇・三

 $\frac{-}{\circ}$ 

"

五.

应

000

应

000

八 ·

Ŧi.

<u>-</u>

四

オイルセパレータ

処理前

処理後

(定期)

	<u> </u>	和		(疋期)		舟		041	万
オイルセパレ	活性汚泥	オイルセパ	種	四 汚水等	備考	三七-タ		種	
レーター	処理施設	レーター	類	で、構造及で処理施	の表の備考は、	9	通	類水	
"	"	製鉄筋コン	構	種類、構造及び使用時間間隔汚水等の処理施設に関する事項		=	常	素イオ	
		製筋コンクリート	造	間間隔等	この表について		最大	(水素指数)	汚
			能	3	て準用する。	五~二	通	化学	水
三国、000	五〇〇	三、六〇〇	の が 一 日力			八六九二〇、八六九	常最	的酸素要求	等
浮	活性	浮	処理			· 六九	大通	€量 浮	の
上	汚泥	上	の方式			三	常	遊	汚
"	"	連	間使用時			五.	最大	物 (mg/ℓ) 量	染
		続	隔間				通	窒	状
"	"	二四時間	の使用時間			八	常最	mg	能
"	"	変動	概季 節 的			一 七	大	<b>ℓ</b> 素	の
		なし	概 季節的変動の			三	通常		値
	既		年 月 日			九	最	燐"(mg/ℓ)	
						Ξ.	大 通		=
			年 月 日				常常	汚水等の一 日当たりの量 (m)	) (音)
							最	当たれ	á
	設)		年 月 日			=	大	りの量 (m)	331

山

種

類

項 目

水素イ

(水素指数)

オイルセパレーター

処理前

通

常最 四

通

通 浮

遊 常

物

状

態

値

汚水等の一日当たりの量

 $\widehat{m^3}$ 

最 mg /質

最 mg鉱 ℓ類

通 窒

常

通

常 最 mg

最mg

五四六

六六〇

\_\_ \_\_ \_\_\_

五六

七

九・三 大 通

五五七

六〇〇

常

最

処理後

П

 $(\Box)$ 

報

号	
	五
	排出水の汚染状態
	の   値
排	及び排出水の
出	里
水	
の	
汚	
染	
11.	

No. 2	No. 1		排		
排	排				
水	水		水		
口	口		П		
		通	水		
"	Д	常	素 イ		
,		最	(水素)	排	
,	九~六	大	指濃 数度		
"	九(六	通	化	出	
	八:	常	学的		
_=_	五.	最	酸素酮要	水	
_	二	大	安求量		
0	0	通	浮	の	
			遊遊		
	四	常最	物	汚	
	_		mg 質 化 量		
九	三	大	)里	染	
	_	最	mg鉱		
	· 八	大	(化類	状	
		通	窒		
	=	常		態	
		最	mg		
Ξ	五	大	<b>ℓ</b> 素	の	
		通			
〇 五		常	<b>歩</b> り	値	
		最	mg /		
· 五	三	大	e		
	≡	通	   持	ŧ	
六	= O		担出オの	1 (	
一六、000	三二六	常	-		
		最	ー E 当 た り の 量	á 2 )	
二四、	四六		量	Ì	
, 000	二四六、二三九	大	n	3	
0	九				

## 山口県告示第六十一号

間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧 評価に関する事項を記載した書面は、平成三十一年三月五日から同月二十五日までの づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 に供する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

平成三十一年三月五日

口

村 岡 嗣 政

山口県知事

氏名又は名称 東ソー・ファインケム株式会社

申請者の氏名又は名称及び住所

山

周南市開成町四九八八番地

工場又は事業場の名称及び所在地

所在地 称 周南市開成町四九八八番地 東ソー・ファインケム株式会社第四工場

特定施設に関する事項

 $(\longrightarrow)$ 種類、構造及び使用時間間隔等

四六一ニ	種類	
11	能(※※/時)	構
平成三一、二六	年予工事 月 月 日定手	
平成三一、二六	年予工事 月 日定成	造
平成三一、	年予使 月 開 日定始	
連続	間使 用時 隔間	使田
二四時間	時 り 一 使 当 間 用 た	用の方
変動なし	動季 の 概要 変	法

第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。 「四六-ニ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一

No. 2 No. 1

種  $(\Box)$ 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量 類 水 素 イ オ (水素指数) 汚 化学 水

0

汚

染

状

態

0)

値

几

排

No. 2	No. 1		排		T11-	備考			種	
排	排				排   出		四六			
水	水		水		排出水の汚染状態の値及び排出水	○の表の備考は、	<u> </u>		類	_
П	П		П		染状	が備考		通	水	
		通	水		態の		五. · 五.	常	素 イ	
"	七	常	素イ		値 及び	こ の 表	<u>fı.</u>	最	、 オ 水ン	
	)	最	(水素光	排	排出	につい			(水素指数)	
"	九~六	大	小素指数)		水の量	この表について準用する。	六~五	大	◇皮	
-	<i>)</i>	通	化	出	里	用する	八 七	通	化学	
=	二九	常	学的酸			0	000°,04%	常	的酸	
	76	最	へ素 mg要	水				最	素質要	
$\stackrel{-}{=}$	二九	大	√求量				7±0,00	大	/ パ ピ 量	
	78	通	浮	の				通	浮	
"		常	遊				出せ		遊	
		最	物質質	汚			ず	常	物	
"	10	大	ℓ量	NI.			検出、	最	mg質	
検出	)	最	mg鉱 /油	染			せず	大	<u>ℓ</u> 量	
検出せず	1	大	/油 ℓ類 )	状			検 出	通	窒	
		通	窒	1/			せず	常		
<u> </u>	一七	常		能			検	最		
	)	最	mg	151			出せ		mg	
	一七	大	/ €素	の			ず	大	<b>ℓ</b> 素	
	J	通					検 出	通		
	〇 · 四	常		値			せず	常		
		最	Mg mg				検	最	燐%	
	〇 · 四	大	$\ell$				出せ		mg 	
	四						せず	大	e ·	L
		通	排出水の一	‡ 1				通	7	j
	九		かの。				0		活力等の一	)
<u> </u>	九〇〇	常	# #	Í			〇・六九	常		
		最	日当たりの量	<u> </u>				最	E 当 大 り の 量	1 - )
	,						0			
	九〇〇	大	m	1			〇・六九	大	n	3
										-

山口県告示第六十二号

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 指定医療

平成三十一年三月五日

称療 所 機 関 廃 止 年 月 日

山口県知事

村

岡

嗣

政

宇部市中央町二丁目一三番一八号

岡本医院

名

医

原田外科医院

地

平成三〇、

九、三〇

上町一丁目三番四号 恩田町五丁目八番五号

大字沖ノ旦六八六の一

萩市大字東田町四二 光市浅江三丁目一番二五号 岩国市平田六丁目五一番一六号

科医院社団田中耳鼻咽喉

なわたクリニック 内田皮膚科泌尿器科医院

兼清外科 岡山医院

田村医院

藤井歯科医院 有限会社薬心堂さくら薬局

店有限会社由宇中央薬局南支 有限会社由宇中央薬局 " 号

ハート薬局

アツミ薬局 周南市西松原三丁目六番四五号 柳井市新庄二一の五九 松井医院

山陽小野田市大字埴生五三一の三 長門市油谷新別名九九三の一一

室積大町二二番二〇号

岩国市錦見七丁目一七番一七号 南岩国町四丁目五七番一一

由宇町由宇崎五番三号

山口県告示第六十三号

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、 医療扶助の

平成三十一年三月五日

山口県知事 村 岡 嗣

政

平成31年3月5日	火曜日	山	П	県	報	(定期)	第 3041 号
一 解除予定保安林の所在場所 二 保安林として指定された目的 魚つき 無のき 解除の理由	平成三十一年三月五日	山口県告示第六十四号	株式会社いぶき 宇部市大字東岐の戸の土	名 称 主任医事務所 指定訪問看護事業者等	由宇中央薬局南支店	田村医院 三好薬局大正町店 さくら薬局 さくら薬局	兼清外科医療田外科医院 なわたクリニック 大正通りクリニック称
子前一〇〇八一の三、	9 -			<b>事務所 名 称 所 在者等                                  </b>	号 南岩国町四丁目五七番一一 油岩国町四丁目五七番一一	を は に に に に に に に に に に に に に	<ul><li>洗市浅江三丁目一番二五号</li><li>お市港田町五丁目八番五号</li><li>ク 大字沖ノ旦六八六の一山口市小郡下郷一二七六</li><li>山口市小郡下郷一二七六</li><li>地 大字沖ノ旦六八六の一</li></ul>
字大原一六一〇七の四	山口県知事 村 岡 嗣 政第二十六条の二第二項の規定により、保		· 明開作 平成三一、 一、 一、	)等 指定年月日 ————————————————————————————————————	n n		# 指 定 年 月 日 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
野りの線の	道間市新新年の種	四山六陽区八小の野田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	道路の区	道路の種	いて一般の影響	山口県告 道路法 ()	<b>山口県告</b> 告示第三百 平成三

## 示第六十五号

日十七号)は、廃止する。 霊委員会委員の選挙権及び被選挙権の範囲に関する告示(昭和二十五年山口県

一十一年三月五日

山口県知事

村

岡 嗣

政

## 示第六十六号

を変更する。 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

『図面は、平成三十一年三月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

り縦覧に供する。

一十一年三月五日

山口県知事

村

岡

嗣

政

域 名 類 県道 宇部船木線

新月の		区間
新	旧	旧新別
最好 四六・六	最宏 一八・四	(メートル)敷地の幅員
七八七・二	七四八・八	(メートル) 長
完了による。 追路改良工事の		備考

域 名 類 県道 小野田美東線

問	旧新別	(メートル)敷地の幅員	(メートル) 長	備	考
小野田市新有帆町八一二の一地		.			
同町八五四の五地先ま		最宏一八・五	一九六・五		
	旧				

五.

路

線

名

宇部船木線

1場、予日市所買売丁八一二の一地口場、予日市所買売丁売丁一二の一地	で 同市 同町九一八の一地先ま 上から 同町九一八の一地先ま			
新				
最最 広狭	最最 広狭			
三二 九三 三〇	一 四七 ·· 五二			
六一・〇	三九、八			
完了による。 道路改良工事の	(重用) の道路の区域 県道宇部船木線			
	湯、予日市所可犯丁(一二)一也 所 撮広 三九・三 六一・○ 完了による。び 最狭 二三・○ 六一・○ 道路改良工事陽小野田市新有帆町八一二の一地			

線小県 野田美東 東道

山陽小野田市新有帆町八一二の

一地先

六日平成三十一年三月

路

線

名

供

用

開

始

0)

X

間

供用開始の期日

路 道路の種類

県道

道路の区域 線 名 妻崎開作小野田線

九	七三の一地先から小野田市大字小野田字長尾	区間
新	旧	旧 新 別
最疾 三〇・五	最宏 二一・五・○	(メートル)敷地の幅員
	国〇・〇	(メートル) 長
完了による。 道路改良工事の		備考

## 山口県告示第六十七号

П

Щ

県

路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十一 年三月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

平成三十一年三月五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

同市新有帆町九一八の一地先まで山陽小野田市大字有帆字壱ノ六本松四六八の五地先から	供用開始の区間
六日 平成三十一年三月	供用開始の期日

## 山口県告示第六十八号

野場 田崎 銀開 作道

同山

市 同大字字長沢二宮開作七四八九の三地先まで陽小野田市大字小野田字長尾開作三七七三の一地先から

六日平成三十一年三月

路

線

名

供

用

開

始

0)

X

間

供用開始の期日

計画道路事業を次のとおり認可した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定に基づき、 山口都市

平成三十一年三月五日

山口県知事

村

岡

嗣

政

施行者の名称

山口市

 $\equiv$ 都市計画事業の種類及び名称

山口都市計画道路事業三・四・九東山通り下矢原線

 $\equiv$ 事業施行期間

平成三十一年三月五日から平成三十八年三月三十一日まで

山口市矢原

兀

事業地



## (五一) 国土調査の成果の認証

の成果を次のとおり認証しました。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 国土調査

## 平成三十一年三月五日

国土調査を行った者の名称等

及び美東町大田の各一部豊田前町保々、美東町綾木	美祢市地籍簿	平成三十年二月二十六日まで平成二十八年四月十九日から	市	袮	美
大字奈美の一部	防府市地籍簿	平成三十年七月十日まで平成二十九年四月一日から	市	府	防
国土調査を行った地域	成果の名称	国土調査を行った期間	者査のを	た調	名行国 称っ土

### 認証年月日

平成三十一年三月五日

## (五二) 基本測量の実施の終了

国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省

平成三十一年三月五日

山口県知事 村 岡 嗣

政

### 作業の種類

口

基本測量(電子基準点現地調查)

### 作業の地域

山

陽小野田市 下関市、宇部市、 山口市、 萩市、 防府市、岩国市、長門市、 美祢市、 周南市及び山

### 作業の期間

平成三十年七月一日から平成三十一年一月三十一日まで

# (五三) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

平成三十一年三月五日

山口県知事 村 岡 嗣

政

### 嗣 政 開発区域に含まれる地域の名称 下松市生野屋四丁目

山口県知事

村 岡

開発許可を受けた者の住所及び氏名 下松市美里町三丁目九番六号

株式会社スマイエ



### 公 告

平成三十一年度山口県警察官 (男性) 採用A試験 (第一回) の実施

平成三十一年度山口県警察官(男性)採用AI試験 (第一回)を次のとおり実施しま

平成三十一年三月五日

Ш  $\Box$ 県 人

事

委 員 会

募集都府県名及び採用予定人員

大阪府	山口県	都府県名
六人程度	四十人程度	採 用 予 定 人 員

# 通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、

被疑者の逮捕、

交

三 受験資格 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

山口県	都府県名
学を除く。以下「大学」六号)に規定する大学   昭和六十一年四月二日	受
等」という。)の卒(山口県人事委員会以降に生まれた男件	験
業者又は平成三十二がこれと同等と認めで、学校教育法(昭	資
年三月三十一日までに  るものを含み、短期大  和二十二年法律第二十	格

東京都 大阪府 者又は平成三十二年三月三十一日までに卒業する見込みの者昭和五十九年五月十四日から平成十年四月一日までに生まれた男性で、 者又は平成三十二年三月三十一日までに卒業する見込みの者昭和六十一年四月二日から平成十四年四月一日までに生まれた男性で、 卒業する見込みの者 大学等の卒業 大学等の卒業

- $(\Box)$ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
- 日本の国籍を有しない者
- 2 禁治産者 律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法
- 3 なくなるまでの者 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが
- しない者 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、 当該処分の日から二年を経過
- の他の団体を結成し、又はこれに加入した者 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党を

試験の方法、内容、日時及び場所

几

て行います。 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者につい

第一次試験

方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、 択一式による筆記試験に

より、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成三十一年五月十二日 (日曜日

試験室入室 午前九時三十分まで

験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

試

下

山口県下関警察署

口 関 市市市 山口県立大学

Щ 南 山口県周南総合庁舎

 $(\Box)$ 

.口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、東京都及び大阪府の合格者については、当該都府から文書で通知されま

す。

1 方法及び内容

論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

に適性検査を行います。 人物について総合的に評定するため、 個別面接及び集団討論による試験並び

(3) 身体検査

いては、第一次試験の合格通知の際お知らせします 山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。 詳細につ

なお、検査には、次のような基準があります。

力 両眼とも裸眼視力が○・六以上又は矯正視力が一・○以上である

ے دے

色 職務の遂行に支障がないこと。

聴 力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、 次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

力 左右の平均が四一キログラム以上

握

体起こし 三〇秒間に二一回以上

シャトルラン 四三回以上

節 運 動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

H 平成三十一年六月八日(土曜日)

山口県総合交通センター

(2) 体力検査

 $\exists$ 時 平成三十一年六月九日 (日曜日) 又は同月十日 (月曜日) のいずれ

Щ 口県警察学校

かで、山口県人事委員会が指定する日

(3) 口述試験

 $\exists$ 

平成三十一年六月十日 (月曜日) から同年七月七日(日曜日) まで

# の間で山口県人事委員会が指定する日

場

山口県警察学校

## Ŧī.

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

## 第一次試験

教養試験 五〇点

### 第二次試験

論文試験 四〇点

体力検査 口述試験等 一四〇点 六〇点

## 合格者の決定方法

報

第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

づいて決定します。 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、 ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。 第二次試験の結果に基

に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、 点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準 ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五 不合格となりま

### 七 合格者の発表

口

(--)第一次試験合格者

山

の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前 示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。 山口県の合格者については、平成三十一年五月二十二日 (水曜日)とし、 合格者 :の掲

都府から文書で通知されます。 なお、東京都及び大阪府の合格者については、平成三十一年八月中旬までに当該

とともに、合格者に文書で通知します。 口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示する 山口県の合格者については、平成三十一年七月中旬とし、合格者の受験番号を山

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

当該都府から文書で通知されます。 おって、東京都及び大阪府の合格者については、平成三十一年十一月上旬までに

## 試験の得点等の開示

旨を山口県人事委員会に申し出てください。 を志望するものにあっては当該都府の最終合格者の発表日)以後、 合格者にあっては最終合格者の発表日、 の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の 試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、 第一次試験の不合格者で東京都又は大阪府 来所の上、

## 合格から採用までの経路及び給与

- 則として一年間有効です。 県の任命権者(警視総監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登載され、このうちから各都府1格から採用までの紹路及て業生
- 置されます。 され、各都府県の警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配 採用は、原則として平成三十二年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命
- 勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。 職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、 般職の職員の給与に関する条例 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、 (昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安 原則として、一 住居手当、 通

## 受験申込書の請求

受験手続及び受付期間

二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。 貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、 番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合 は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を 平成三十一年三月五日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一 横

なお、受験申込書は、 山口県内の警察署、 交番及び駐在所にもあります。

### $(\Box)$ 受験の申込み

- 1 を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号
- し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください 郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官囚受験申込書在中」と朱書
- 2 口県を第二志望とすることはできません。 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。 志望できる都府県は、 山口県、 東京都及び大阪府の三都府県です。

Щ

 $(\equiv)$ 受験上の希望事項

照してください。 ての希望事項がある者は、 身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際し 受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してくださ

員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参 なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職

### (四) 受付の期間及び時間

び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定 する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。 平成三十一年三月五日(火曜日)から同年四月十七日(水曜日)まで(日曜日及 なお、郵送の場合は、平成三十一年四月十七日までの消印のあるものに限りま

- (五) インターネットを利用する方法による受験の申込み
- 1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
- 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

時まで 平成三十一年三月五日 (火曜日)午前九時から同年四月十日 (水曜日) 午後五

### + その他

県

口

わせてください。 七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-九三三-〇一一〇)に問い合 この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-九三三-四四

### 公 告

山

平成三十一年度山口県警察官 (女性) 採用A試験 第一 回 の実施

平成三十一年度山口県警察官(女性)採用A試験 (第一回)を次のとおり実施しま

平成三十一年三月五日

Ш  $\Box$ 

県

人 事

委 員

会

## 採用予定人員

職務の概要 九人程度

個人の生命、身体及び財産の保護、 犯罪の予防、 鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、

通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

### 三 受験資格

- 短期大学を除く。)の卒業者又は平成三十二年三月三十一日までに卒業する見込み 二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、 の者が受験できます。 昭和六十一年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法 (昭和二十二年法律第
- 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
- 日本の国籍を有しない者
- 2 律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法
- なくなるまでの者 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが

3

4

- 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 の他の団体を結成し、又はこれに加入した者 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ
- 試験の方法、内容、日時及び場所

几

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、 第一次試験合格者につい

第一次試験

て行います。

1 方法及び内容

より、大学卒業程度の教養試験を行います。 警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に

2 日時

平成三十一年五月十二日 (日曜日

試験室入室 午前九時三十分まで

試 験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下 関 市 Щ 口県下関警察署

Ш  $\Box$ 市 山口県立大学

- 南 市 山口県周南総合庁舎
- $(\Box)$ 第二次試験
- 1 (1) 方法及び内容 論文試験

交

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

に適性検査を行います。 人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並び

(3)

いては、第一次試験の合格通知の際お知らせします。 山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。 詳細につ

なお、検査には、次のような基準があります。

視 力 ے عے 両眼とも裸眼視力が○・六以上又は矯正視力が一・○以上である

その他

報

(4)

体力検査

力 覚 職務の遂行に支障がないこと 正常であること。

色

職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

反復横跳び なお、検査には、 次のような基準があります。 二〇秒間に四〇回以上

力 左右の平均が二四キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に一五回以上

口

シャトルラン 節運動 正常であること。 二五回以上

[時及び場所

2

山

(1) 適性検査及び論文試験

平成三十一年六月八日(土曜日

日

所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

H 時 かで、山口県人事委員会が指定する日 平成三十一年六月九日(日曜日)又は同月十日 (月曜日) のいずれ

場 山口県警察学校

(3) 口述試験

の間で山口県人事委員会が指定する日 平成三十一年六月十日(月曜日)から同年七月七日 (日曜日)まで

山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五.

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

第一次試験

教養試験 五〇点

第二次試験 論文試験 四〇点

 $(\Box)$ 

体力検査 六〇点 口述試験等 一四〇点

合格者の決定方法

第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。 ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

づいて決定します。 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基

点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の一 に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、 ただし、 論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、 口述試験等の得点が三十五 一項目以上が基準 不合格となりま

合格者の発表

第一次試験合格者

格者に文書で通知します。 一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合 平成三十一年五月二十二日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟

最終合格者

ンスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、 平成三十一年七月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントラ 合格者に文書で通

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

知します。

 $(\equiv)$ 試験の得点等の開示

合格者にあっては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委 の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の 試験の得点及び順位の開示は、 山口県人事委員会事務局において行うので、 試験

合格から採用までの経路及び給与

員会に申し出てください。

合格者は、 山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちか

ら山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効で

- 配置されます。 に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、 採用は、原則として平成三十二年四月一日に行われます。採用者は、 勤務箇所に .口県巡査
- $(\equiv)$ 例第二号)別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほ に応じて支給されます。 か、扶養手当、住居手当、 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例 通勤手当、期末手当、 勤勉手当等がそれぞれの支給要件 (昭和二十六年山口県条

### 九 受験手続及び受付期間

### (--)受験申込書の請求

番一号(郵便番号七五三—八五〇一))に請求してください。 郵便で請求する場合 二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。 貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、 平成三十一年三月五日 なお、受験申込書は、 封筒の表に「山口県警察官凶受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を 山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。 (火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町 横

## 受験の申込み

県

報

口

明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を

必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官AI受験申込書在中」と朱書し、

## 受験上の希望事項

山

ての希望事項がある者は、 身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際し 受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してくださ

照してください。 員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参 なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職

## 受付の期間及び時間

する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。 び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定 平成三十一年三月五日 なお、郵送の場合は、平成三十一年四月十七日までの消印のあるものに限りま (火曜日) から同年四月十七日 (水曜日) まで (日曜日及

す。

(H)

1

- インターネットを利用する方法による受験の申込み
- インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
- 受験の申込みの受付期間及び受付時間

2 平成三十一年三月五日(火曜日)午前九時から同年四月十日 (水曜日)

午後五

### + その他 時まで

わせてください。 七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-九三三-〇一一〇)に問い合この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-九三三-四四



# 山口県選挙管理委員会告示第十七号

あった政治団体の名称等は、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出が 次のとおりである。

平成三十一年三月五日

Ш 口県選挙管理委員会委員長

田

中

郎

青心会労働問題 研究所	政治団体の名 ***
藤井智宏	代表者の 氏
宮本 義宣	会計責任 者の氏名
宇部市大字際波/94の 263	主たる事務所の所在地
	その他の事項
平成30、6、/2	(届 光 年月日)

# 山口県選挙管理委員会告示第十八号

あった政治団体の異動事項は、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 次のとおりである。 第七条第一項の規定による届出が

平成三十一年三月五日

山口県選挙管理委員会委員長  $\mathbb{H}$ 中

郎

火曜日		山		П		県	幸	3	(定期)		第	3041	물		
	山口県理容政治連盟	日口於火草及台部用	二口目 羊谷 砕氷 莆明	山口県宅建政治連盟	日本弁護士政治連盟山口県 支部	松陰至誠塾	河村みつお後接会	かたおか勝則後接会	自由民主党理容支部	連盟支部	自由民主党山口県美容政治	自由民主党周東支部	国民民主党山口県第 / 区総 支部	三 3 4	が田子の
	吉永 和義	四川 羊瓜	开齐	上原 祥典	山元 浩	木村 泰啓	河村ひろ子	宇津本一憲	吉永 和義	四川 羊瓜		山手 康弘	大内 一也	氏 名	代表者の
	"	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者	会計責任者	*	代表者	*	会計責任者	*	*	代表者	共助市场	
	木村 真也	*	佐竹 章宏	浅川 幸則	山元 浩	木村 泰啓	河村ひろ子	宇津本一憲	木村 真也	*	佐竹 章宏	山手 康弘	大内 一也	華	異動
	菅原 一	*	吉田 笑子	松村 誠	森重 知之	柴田 安広	河村 満生	上田 哲雄	普原 —	*	吉田 笑子	平岡 邦夫	西嶋 裕作	П	内容
	" " /4	5, 2/		" 7	平成30、	12. /0	平成29、	6 、 27	" /4	<i>"</i> 2/	*	5 、 25	平成30、	(年月日)	無無 無米

# 山口県選挙管理委員会告示第十九号

があった解散等に係る政治団体の名称等は、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による届出 次のとおりである。

平成三十一年三月五日

山口県選挙管理委員会委員長  $\mathbb{H}$ 中

郎

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名

# 山口県選挙管理委員会告示第二十号

山口県医薬品登録販売 者連盟

山田百合男

森田猪太郎

下関市上新地町2丁目2番7号

٠

国安和夫後援会

※ 選

四郎

国分

大学

•

田布施町大字川西65/

平成30、

1

河村みつお後援会

河村ひろ子

明石

阌

熊毛郡上関町大字室津668の2

尾山のぶよしの会

用出

信義

•

•

•

•

尾山のぶよし後接会

尾原

勇次

田本

嘉輝

山陽小野田市大字東高泊206/の6

平成29、 /2、3/

政治団体の名称

代表者の 名

会計責任 者の氏名

主たる事務所の所在地

解 年月日

があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による届出

平成三十一年三月五日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中

郎

尾山 信義	資金管理団体の届出 をした者の氏名
尾山のぶよしの会	資金管理団体の名称
平成29、/2、3/	備   (資金管理団体でな)   (くなった年月日

# 山口県選挙管理委員会告示第二十一号

があった指定の取消しに係る資金管理団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による届出

平成三十一年三月五日

山口県選挙管理委員会委員長  $\mathbb{H}$ 中 郎

資
斜
仰
掛
4
*
9
裕
柊
備 (取消年月日)